

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年5月21日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和2年3月4日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育部 生涯学習課  
 監査期間 令和元年12月2日から令和2年1月20日まで  
 監査結果 (指摘事項)

措置状況等 (改善内容)	
1	<p>           使用料の算定誤りにつきましては、指導・是正するとともに、差額を収納しました。また、学校体育施設の使用手続きにつきましては、本事業の委託先である各開放校の運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、適正な事務処理について、新年度に、文書により通知を行い改善が図られるよう要請を行う予定です。さらには、適正な事務処理が図ることができず、書類等の見直し等に向けた研究検討を進めます。         </p>